

「金融創業支援ネットワーク」モデル事業の申請について

〔申請要領〕

事業の目的

- 政府は「世界に開かれた国際金融センターの実現」に一体となって取り組んでいます。その一環として、日本拠点開設を検討する外国人・海外金融事業者に、創業面や生活面も含めて、無料かつワンストップで支援するモデル事業を実施します。

対象者

- 国外から新規に日本に来て、以下の業のいずれかを行おうとする者（日本国籍・外国籍いずれも可）
 - ① 投資運用業（金融商品取引法（以下、「法」）第 28 条第 4 項）
 - ② 投資助言・代理業（法第 28 条第 3 項）
 - ③ 運用業務に関連する以下の第二種金融商品取引業
 - (i) 運用業者が自社設定した投資信託やファンドの販売業務を行う場合（法第 28 条第 2 項第 1 号）
 - (ii) 投資法人の資産運用会社及び適格投資家向け投資運用業者のみなし第二種金融商品取引業に係る業務を行う場合（投資信託及び投資法人に関する法律第 196 条第 2 項、法第 29 条の 5 第 2 項）

（※）以下の要件を全て満たす必要があります。

- 法令等に違反する事実がないこと
- 税金の滞納をしていないこと
- 公的機関等との契約における違反がないこと
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと
- 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと
- 暴力団に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- 過去の業務その他の事情において、本モデル事業の対象とするにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと

（※）海外投資家等特例業務・移行期間特例業務の届出者も対象になります。

モデル事業による支援内容

金融商品取引業登録までに必要となる以下の諸手続きのうち、申請者が支援を希望するサービスについて、トライコー・ジャパン（業務委託先）またはトライコー・ジャパンの提携先がサービスを提

供します。

(※) 全て英語で対応します。

■ ビジネス面

- 法人設立手続き（法人登記申請書類の作成及び申請代理を含む）
- 金融商品取引業者の登録等のための書類作成、コンサルティング
- その他ビジネス開始に必要なサービス
 - ✓ オフィス仲介・契約のサポート
 - ✓ 人事、会計、税務、法務、ビジネスコンサル等

■ 生活面

- 在留資格取得のための書類作成等（家族の在留資格取得を含む）
- 住居仲介業者の紹介
- 学校・病院等の紹介
- その他（銀行口座開設、携帯電話の契約のサポート等）

費用

申請者側での費用負担なしに、上記の支援を提供します。

(※) 下記「支援業務の流れ」及び「事業実施期間」の【留意点】も必ずご確認ください。

(※) 1社あたりの支援の費用の上限は2000万円を目安とします（それを超える支援については、申請者に実費をご負担いただく場合があります）。

申請方法

- 申込用紙（リンク）に必要な事項を記載の上、トライコー・ジャパン（業務委託先）に送付してください。

[申込用紙](#)

申込用紙の送付先：financialsupport@jp.tricorglobal.com

支援の決定方法

- 申込用紙受付後、トライコー・ジャパンにおいて面談（オンライン可）を行います。
- 以下に基づき、支援の可否、提供サービスを決定します（必要に応じて金融庁と協議します）
 - 対象者の要件（上記）を満たしていること
 - 事業実施期間（下記）内に参入が完了すると見込まれること

- 支援希望サービスについて、他の公的補助金・助成金の対象となっていないこと

支援業務の流れ

- ① 申請者からサービス提供者に所要額を支払い
(提携先に支払った場合は領収書等をトライコー・ジャパンに提出)
- ② 上記「支援の決定方法」で決定した提供サービスが全て終了後、トライコー・ジャパン及び金融庁において業務終了と所要額を確認の上、トライコー・ジャパンから申請者に所要額を支払い
- ③ トライコー・ジャパンから金融庁に業務終了と所要額を報告し、金融庁からトライコー・ジャパンに所要額を支払い
※提出必要書類は別紙のとおり

(※) 今後の施策の参考とするため、日本での拠点開設に際しての障壁や必要な支援などについて、トライコー・ジャパンまたは金融庁からインタビュー、アンケートを行いますので、ご協力をお願いします。

事業実施期間

- 2022年3月31日まで

【留意点】

- 予算の執行状況によっては期間前に事業を終了する可能性があります
- 実施期間終了後もトライコー・ジャパンまたはトライコー・ジャパンの提携先による支援を受ける場合は、申請者において費用を負担いただくこととなります

(※) 例えば、2022年3月31日時点で、法人設立は完了したが、金融商品取引業の登録は未了(登録の届出も未了)の場合、法人設立に関するサポート費用のみ金融庁が負担します。その場合、金融商品取引業の登録についてのサポートを引き続きトライコー・ジャパンまたはトライコー・ジャパンの提携先から受けることは任意ですが、費用は申請者が全額負担いただくこととなります。

お問合せ先

- トライコー・ジャパン(業務委託先) financialsupport@jp.tricorglobal.com